

---

新ごみ処理施設整備・運営事業

実 施 方 針 (改訂版)

---

令和5年4月12日

大牟田・荒尾清掃施設組合

# 新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針

## 目 次

---

第1章 用語の定義.....	1
第2章 事業内容に関する事項.....	3
1 事業内容.....	3
2 特定事業の選定及び公表.....	7
第3章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	8
1 事業者の募集及び選定方法.....	8
2 事業者の募集及び選定の手順並びにスケジュール.....	8
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	9
4 審査及び選定に関する事項.....	14
第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	15
1 基本的考え方.....	15
2 予想されるリスクと責任分担.....	15
3 事業の実施状況のモニタリング.....	15
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	16
1 公共施設等の立地.....	16
2 施設の規模及び概要.....	16
第6章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項.....	17
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	18
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
2 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
4 その他.....	18
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
1 法制上及び税制上の支援に関する事項.....	19
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
3 その他の支援に関する事項.....	19
第9章 その他事業の実施に関し必要な事項.....	20
1 議会の議決.....	20
2 情報公開及び情報提供.....	20
3 応募に伴う費用負担.....	20
4 実施方針に関する問合せ先.....	20

---

## 第1章 用語の定義

No	用語	定義
1	本組合	大牟田・荒尾清掃施設組合をいう。
2	本事業	新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
3	本施設	本事業において整備・運営する建築物、プラント設備及び外構をいう。
4	エネルギー回収型廃棄物処理施設	可燃ごみを処理対象物として焼却処理するとともに、ボイラ設備を設けて蒸気エネルギーを回収し、発電その他の余熱等の有効利用を行うための施設の総称をいう。
5	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する企業をいう。
6	構成員	構成企業のうち、運営事業者に出資する企業をいう。
7	協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・施工業務及び運営業務（設計・施工業務を行う者に地元企業を含める場合に限る）のうちの一部を請負又は受託することを予定している企業をいう。
8	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
9	運営事業者（特別目的会社）	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運営業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運営業務を担当する者をいう。
10	設計・施工業務	本施設の設計又は施工に係る業務をいう。
11	運営業務	本施設の運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務、その他関連業務等をいう。（補修及び更新等を含む）
12	事業者	落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（運営事業者）を総称して又は個別にいう。
13	特定事業	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月号外法律第117号）（通称「PFI法」）第2条の規定に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施される事業をいう。
14	基本協定	本事業開始のための基本的事項について、本組合と落札者との間で締結される協定をいう。
15	基本契約	本組合と事業者が、新ごみ処理施設整備・運営事業の実施において必要となる相互の協力、支援等の基本的事項について締結する契約をいう。
16	建設事業者	落札者の構成員、協力企業の内、本事業において、設計・施工業務を担当する者をいう。
17	建設工事請負契約	設計・施工業務に係る本組合と建設事業者との間で締結される新ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
18	運営業務委託契約	運営業務に係る本組合と運営事業者との間で締結される新ごみ処理施設整備・運営業務委託契約書に基づく契約をいう。
19	入札説明書等	本組合が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
20	受入対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残渣、動物の死骸、災害廃棄物等である。
21	搬入禁止物	構成市では収集せず、直接搬入も不可能なごみを総称していう。
22	処理不適物	本施設の焼却処理に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
23	構成市	本組合を構成する福岡県大牟田市、熊本県荒尾市を示す。

No	用語	定義
24	PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
25	PFI 法等	PFI 法、PFI 法に基づく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及びガイドライン（PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン、PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン、VFM（Value For Money）に関するガイドライン、契約に関するガイドライン－PFI 事業契約における留意事項について－、モニタリングに関するガイドライン、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン）を総称して又は個別にいう。
26	入札説明書	入札公告時に公表する「新ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書」をいう。
27	要求水準書	入札公告時に公表する「新ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書」をいう。
28	落札者決定基準	入札公告時に公表する「新ごみ処理施設整備・運営事業落札者決定基準」をいう。
29	様式集	入札公告時に公表する「新ごみ処理施設整備・運営事業様式集」をいう。
30	基本協定書（案）	入札公告時に公表する「新ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書（案）」をいう。
31	基本契約書（案）	入札公告時に公表する「新ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書（案）」をいう。
32	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「新ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
33	運營業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「新ごみ処理施設整備・運営事業運營業務委託契約書（案）」をいう。
34	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
35	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
36	代表企業	落札者の構成員、協力企業のうち、代表して手続等を行う企業をいう。
37	本実施方針	「新ごみ処理施設整備・運営事業実施方針」をいう。

## 第2章 事業内容に関する事項

### 1 事業内容

#### (1) 事業名

新ごみ処理施設整備・運営事業

#### (2) 対象となる公共施設等の種類

エネルギー回収型廃棄物処理施設

#### (3) 公共施設等の管理者

大牟田・荒尾清掃施設組合 管理者 関 好孝

#### (4) 事業予定地

福岡県大牟田市健老町 473-1、474、475-1、475-2 番地

#### (5) 事業の目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、エネルギー回収型廃棄物処理施設である新ごみ処理施設の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営・維持管理を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築することを目的とする。

#### (6) 事業方式

本事業は、DBO方式により実施する。

本組合は、本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（運営事業者）は、本組合の所有となる本施設の設計・施工業務及び運営業務に係る本事業を一括して行うものとする。

また、本組合は本施設を30年以上にわたって使用することを前提として本事業を実施することとする。

なお、本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設）として実施する予定である。

#### (7) 契約の形態

本組合は、本事業開始のための基本的事項に関し、基本協定を落札者と締結する。

本組合は、基本協定に基づき、本事業の設計・施工業務及び運営業務を一括で行わせるため、基本契約を事業者と締結する。

また、本組合は、基本契約に基づき、事業者のうち建設事業者と建設工事請負契約を、運営事業者と運営業務委託契約を締結する。

以下、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の3つの契約を総称して又は個別に「事業契約」という。

(8) 事業期間

事業期間は、以下のとおりである。

設計・施工期間 : 事業契約締結日の翌日から令和10年6月30日まで

運営期間 : 令和10年7月1日から令和30年3月31日まで

(9) 事業スケジュール (予定)

① 実施方針の公表	令和5年2月
② 特定事業の選定の公表	令和5年4月
③ 入札公告	令和5年5月
④ 提案書提出	令和5年10月
⑤ 落札者の決定	令和5年12月
⑥ 基本協定の締結	令和6年1月
⑦ 仮契約の締結	令和6年2月
⑧ 事業契約の締結	令和6年2月
⑨ 設計・施工着手	事業契約締結日の翌日
⑩ 本施設の竣工及び引渡し	令和10年6月30日
⑪ 供用開始	令和10年7月1日
⑫ 契約終了	令和30年3月31日

(10) 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。(変更となる場合もある。)

なお、事業者は、事業期間を通じ、本組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等に対して協力すること。

① 設計・施工業務

ア 建設事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行うとともに、自らの判断により必要に応じて地質調査等の追加調査を行うこと。

イ 施工については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、プラント設備工事(機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事)及びその他の関連工事を行うこと。

ウ 工事範囲の詳細は、入札公告時に公表する要求水準書を参照のこと。

エ 本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分を行うこと。

オ その他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本施設内各設備の試運転及び引渡性能試験を行うこと。

② 運營業務

運営事業者は、本組合と締結する運營業務委託契約に基づき、一般廃棄物を受け入れ、入札公告時に公表する要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。

#### ア 受付管理業務

受入対象物の受入（窓口対応（計量業務を含む）、ごみの確認、料金徴収業務等を含む）を行うとともに、計量した記録の集計、保管、管理、報告を行うこと。

#### イ 運転管理業務

本施設を関係法令等に従い、適正に各設備を運転すること。

本施設に搬入禁止物が搬入されないよう、ごみ収集車及び自己搬入者に対して適切な誘導、指導を行うこと。

本施設の稼働状況確認として、排ガス等の排出基準が定められた項目の測定、搬入されたごみの性状調査、作業環境調査等を定期的実施するとともに、本施設を運営することにより発生した焼却灰、飛灰処理物、処理不適物等を施設内にそれぞれ適正に貯留・保管した後、焼却灰及び飛灰処理物については本施設内において本組合に引き渡すこと。なお、その際、運営事業者は、本組合が指示する車両への積み込みまでの範囲を担うものとする。

#### ウ 用役管理業務

運営事業者は、施設全体の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、燃料及び薬剤等について本業務の履行に支障なく使用できるよう適切に調達すること。また、調達した用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるよう適切に管理すること。

#### エ 維持管理業務

本施設全体を適正に運営するため、各設備の適正な運転ができるよう点検・検査（法定点検を含む）、修繕・更新を行うこと。また、本施設の稼働に必要な助燃材、薬剤等を確保するとともに、消耗品・予備品の調達、管理を行うこと。

#### オ 余熱利用管理業務

本施設の運転に伴い発生する余熱の有効利用として発電等を行い、エネルギー回収率 19.0%以上とすること。発電した電気は、主に本施設の稼働に使用し、余剰分は売却すること。この場合、売電契約は本組合が行い、余剰電力の売電収入は本組合に帰属するものとする。

#### カ 搬出管理業務

運営事業者は、本施設より回収される焼却灰、飛灰等を本施設内に貯留・保管するとともに、関係法令等による基準を満たすことを定期的確認すること。

#### キ 情報管理業務

ア～カ及びクの各運營業務に関する記録等を整理、管理すること。また、これらの事項のうち、ごみ処理実績等の基礎情報を公表すること。

#### ク その他関連業務

その他の業務として、以下の業務を行うこと。

- ・ 防火・防災管理業務

防火・防災管理体制の整備、本施設の日常点検及び定期点検等の実施、ごみピット等の防火・防災管理

定期訓練の実施

・施設警備・防犯

本施設の安全管理及び警備業務

・事故報告書の作成

・清掃

・周辺住民への対応

周辺住民からの意見や苦情について、本組合と連携して適切な対応を行うこと。

・施設見学者対応

#### (11) 本組合等が行う業務範囲

① 本組合が行う主な業務は、次のとおりとする。

ア 敷地の提供

イ 焼却灰の運搬・資源化等

ウ 飛灰処理物、搬入禁止物、処理不適物等の運搬・資源化等

エ 本事業のモニタリング

オ 住民への対応

カ 設計・施工費及び運營業務委託料の支払い

キ 本事業に必要な手続き

ク 余剰電力の売却

ケ その他これらを実施する上で必要な業務

② 構成市が行う業務は、次のとおりとする。

ア 処理対象物の搬入は大牟田市と荒尾市がそれぞれ行う。

#### (12) 事業者の収入

① 本事業の設計・施工業務に係る対価

本組合は、本事業の設計・施工業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

② 本事業の運營業務に係る対価

本組合は、本事業の運營業務に係る対価について、固定費用と変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者に支払う。

また、固定費用の支払い金額の詳細については、入札説明書等に示す。

物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託料の改定を行う。



(13) 地元企業の活用等

① 地元企業の活用

建設事業者及び運営事業者は、工事や資機材等の調達、納品等において、積極的に地元企業を活用すること。下請人等を選定する際においても同様とする。なお、地元企業とは、構成市内に本店（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を含む。）又は本社を有する企業を指す。

② 地元雇用

建設事業者及び運営事業者は、地元雇用に努めること。なお、地元とは、構成市内を指す。

(14) 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## 2 特定事業の選定及び公表

本組合は、次に示す PFI 法等に定められている考え方・手順に準じて、本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定基準

本事業を PFI 法等に準じて実施することにより、事業期間を通じた本組合の財政負担の縮減を期待できる場合又は本組合の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できるときは、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

本組合の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、原則として定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

### 第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定方法

本組合は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

#### 2 事業者の募集及び選定の手順並びにスケジュール

##### (1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

時期	内 容
令和5年2月10日	実施方針の公表
令和5年2月10日 ～24日	実施方針に関する質問・意見の受付
令和5年3月2日	実施方針に関する質問の回答
令和5年4月中旬	特定事業の選定・公表
令和5年5月上旬	入札公告
令和5年5月中旬	現地見学
令和5年5月	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和5年6月上旬	入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表
令和5年6月中旬	参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付
令和5年7月上旬	参加資格確認結果の通知
令和5年7月中旬	対面的対話確認事項及び入札説明書等に関する質問受付（第2回）
令和5年8月上旬	対面的対話の実施（第2回質問への回答を兼ねる）
令和5年9月上旬	対面的対話議事録及び入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表
令和5年10月中旬	入札提案書類の受付
令和5年12月上旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査
令和5年12月中旬	落札者の決定及び公表
令和6年1月中旬	基本協定締結
令和6年2月中旬	事業契約仮契約締結
令和6年2月下旬	事業契約締結

##### (2) 入札手続き等

###### ① 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、本事業をPFI法等に準じて実施することが適切であると認めた場合、本事業を特定事業として選定し、令和5年4月中旬に公表する。

② 入札公告及び入札説明書等の公表

本組合は、本事業を特定事業として選定した場合、入札公告を行い、令和5年5月上旬に事業者の募集を開始する予定である。また、同日、入札説明書等を本組合のホームページ等にて公表する。

③ 現地説明会

建設予定地等に関する現地説明会を開催する。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

④ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程等については入札説明書等に示す。

⑤ 参加資格確認申請書類の受付、確認結果の通知

入札参加希望者に、参加表明書、参加資格確認申請書等の参加資格確認に必要な書類の提出を求める。なお、参加資格確認の結果は入札参加希望者に通知する。書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

⑥ 対面的対話の実施

本事業に係る入札提案書類の受付に先立ち、本組合は入札参加者との対面的対話の実施を予定している。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

⑦ 入札提案書類の受付

本事業に関する入札提案書類（入札書及び技術提案書）を令和5年10月上旬に受け付ける予定である。入札提案書類の審査にあたり、本組合が必要であると判断した場合には、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

⑧ 落札者の決定・公表

入札提案書類については、大牟田・荒尾清掃施設組合一般廃棄物処理施設整備事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において総合的に評価を行い、最優秀提案者を選定する。本組合は、選定委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、本組合のホームページにて公表する。

(3) 事業契約の締結

本組合は、落札者との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議する。当該協議に基づき、落札者は、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社の形態により本事業を実施するための運営事業者を設立する。

本組合は、本事業に係る基本契約を事業者と、建設工事請負契約を建設事業者と、運営業務委託契約を運営事業者と令和6年2月に締結する。なお、事業契約については、本組合議会の議決を経るものとする。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- ② 設計・施工業務において、本組合と建設工事請負契約を締結する建設事業者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の代表者）は、構成員とならなければならない。また、運營業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- ③ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- ④ 入札参加者は、「第3章 3 (2) ② 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合50%超）になるものとする。また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になり入札手続き等を行うものとする。
- ⑤ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることはできない。参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様とする。
- ⑦ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ⑧ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

※その他本組合が必要と認める入札参加者の構成等は、入札説明書等に明記する。

## (2) 入札参加者の要件

入札参加者は、本事業の設計・施工業務及び運營業務を行う者として、次の①から③の各号の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の号の要件を満たす者は、当該複数の号の業務にあたる者を兼ねることができる。

### ① 本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件

本施設の建築物の設計・施工を行う者は、構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が次の要件を全て満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

- ウ 本組合構成市のいずれかの建設工事に係る入札参加資格者名簿に「建築一式工事」の業種区分で登録があること。
  - エ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する有効期限内で最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「建築一式工事」での総合評定値が1,000点以上であること。
  - オ 本施設の建築物と同種の建設工事（地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設建設工事））の国内での実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものであること。
  - カ 建設業法の規定による「建設工事業」に係る監理技術者（直接かつ恒常的な雇用関係にある者）を専任で配置できること。
- ② 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件
- 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、次の要件を全て満たす1者（構成員とする。）を含む構成員又は協力企業とすること。
- ア 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
  - イ 参加表明書の提出期限日において、本組合構成市いずれかの建設工事に係る入札参加資格者名簿に「清掃施設工事」の業種区分で登録があること。
  - ウ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する有効期限内で最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「清掃施設工事」での総合評定値が1,000点以上であること。
  - エ 平成20年度以降に国内で以下の要件を満たすプラント設備に係る設計・施工工事の受注実績を元請として有すること。
    - ア) 1炉あたり78t/日以上規模かつ複数の炉で構成されている焼却施設。
    - イ) 発電設備を有する焼却施設。
    - ウ) DBO方式を採用。
  - オ 建設業法の規定による「清掃施設工事」に係る監理技術者（直接かつ恒常的な雇用関係にある者）を専任で配置できること。
- ③ 本施設の運営を行う者の要件
- 本施設の運営を行う者は、次に掲げる者を含む構成員又は協力企業とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（「運転管理業務」、「維持管理業務」）を担う者が、次の要件を全て満たすこと。
- ア 国内での地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（1炉あたり78t/日以上規模かつ複数炉）における1年間以上の運転管理業務実績を元請として有すること。
  - イ 以下の全ての要件を満たす技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後最低2年間配置できること。
    - ア) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有すること。

- イ) 一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（1 炉あたり 78 t /日以上以上の規模かつ複数炉）における運転管理業務の現場総括責任者としての経験を有すること。

※その他本組合が必要と認める各業務を行う者の要件は、入札説明書等に明記する。

### （3）入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 大牟田市指名停止等措置要綱又は荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱による競争入札参加資格の停止期間中の者。
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- ④ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- ⑦ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- ⑧ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ⑨ 国税又は地方税を滞納している者。
- ⑩ 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑪ 本組合が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の

50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、本組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ 豊原総合法律事務所

※その他本組合が必要と認める構成企業の制限については、入札説明書等に明記する。

- ⑫ 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に本事業について、選定委員会の委員に対し、自ら優位となることを目的に接触等の働きかけを行った者。

#### (4) 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- ② 参加資格確認基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、本組合が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ③ 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、本組合がやむを得ない事情であると判断した場合は、本組合と協議を行うものとする。
- ④ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、本組合は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本組合は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

#### (5) 運営事業者の設立に関する要件

- ① 落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに運営事業者を設立すること。
- ② 運営事業者は、会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社とし、本組合構成市内に本店を置くこと。なお、無償で本施設内に設置することを認める。
- ③ 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- ④ 全ての出資者は、事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処

分を行ってはならない。

#### 4 審査及び選定に関する事項

##### (1) 審査機関

入札提案書類の審査は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するために設置した学識経験者等で構成する選定委員会において行う。選定委員は次の10名で構成する。

委員 長	島岡 隆行	九州大学大学院工学研究院教授
副委員 長	鳥居 修一	熊本大学大学院先端科学研究部教授
委員	荒井 喜久雄	公益社団法人全国都市清掃会議技術指導部長
委員	押方 利郎	福岡大学元教授
委員	副枝 修	大牟田市副市長
委員	田上 稔	荒尾市副市長
委員	米崎 好美	大牟田市都市整備部長
委員	末永 淳一	荒尾市建設農水部長
委員	伊豫 英樹	大牟田市環境部長
委員	片山 貴友	荒尾市市民環境部長
※1	北原 伸二	荒尾市産業建設部長 令和5年3月31日まで
※2	黒田 省二	大牟田市環境部長 令和5年3月31日まで
※3	松村 英信	荒尾市市民環境部長 令和5年3月31日まで

##### (2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、選定委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。本組合は、選定委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

##### (3) 結果の公表

本組合は、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。

##### (4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、本組合に帰属しない。ただし、公表、展示、その他本組合がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、本組合は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

##### (5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。



## 第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・施工及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本組合が責任を負うものとする。

### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本組合と事業者との責任分担は、原則として別紙2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書で明示し、事業契約で定める。

### 3 事業の実施状況のモニタリング

本組合は、事業者が実施する本施設の設計・施工及び運営について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書で明示し、事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する本施設の設計・施工、運営に係るサービスが事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、本組合は業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。

## 第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 公共施設等の立地

- (1) 所在地 福岡県大牟田市健老町 473-1、474、475-1、475-2 番地
- (2) 敷地面積 約 30,951 m<sup>2</sup>
- (3) 都市計画事項
  - 1 都市計画区域 都市計画区域内  
(市街化区域、工業専用地域、ごみ焼却場として都市計画決定予定)
  - 2 高度地区 指定なし
  - 3 防火地域 指定なし
  - 4 建ぺい率 60%
  - 5 容積率 200%

### 2 施設の規模及び概要

概 要		
エネルギー回収型廃棄物 処理施設	処理方式	ストーカ式（全連続燃焼方式）
	処理能力	156 t /24 h （78 t /24 h ×2 炉）
	処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残渣、災害廃棄物等

## 第6章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、本組合と事業者は、誠意をもって協議する。また、事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 4 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、本組合は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により本組合が事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

### 5 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が事業契約を解除した場合、本組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 6 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本組合及び事業者は、事業契約を解除することができる。

### 7 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 8 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### 9 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

### 10 その他の支援に関する事項

本組合は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

## 第9章 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1.1 議会の議決

本組合は、継続費、債務負担行為の設定、及び事業契約の締結にあたり、あらかじめ組合議会の議決を得るものとする。

### 1.2 情報公開及び情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、組合ホームページ等を通じて行う。

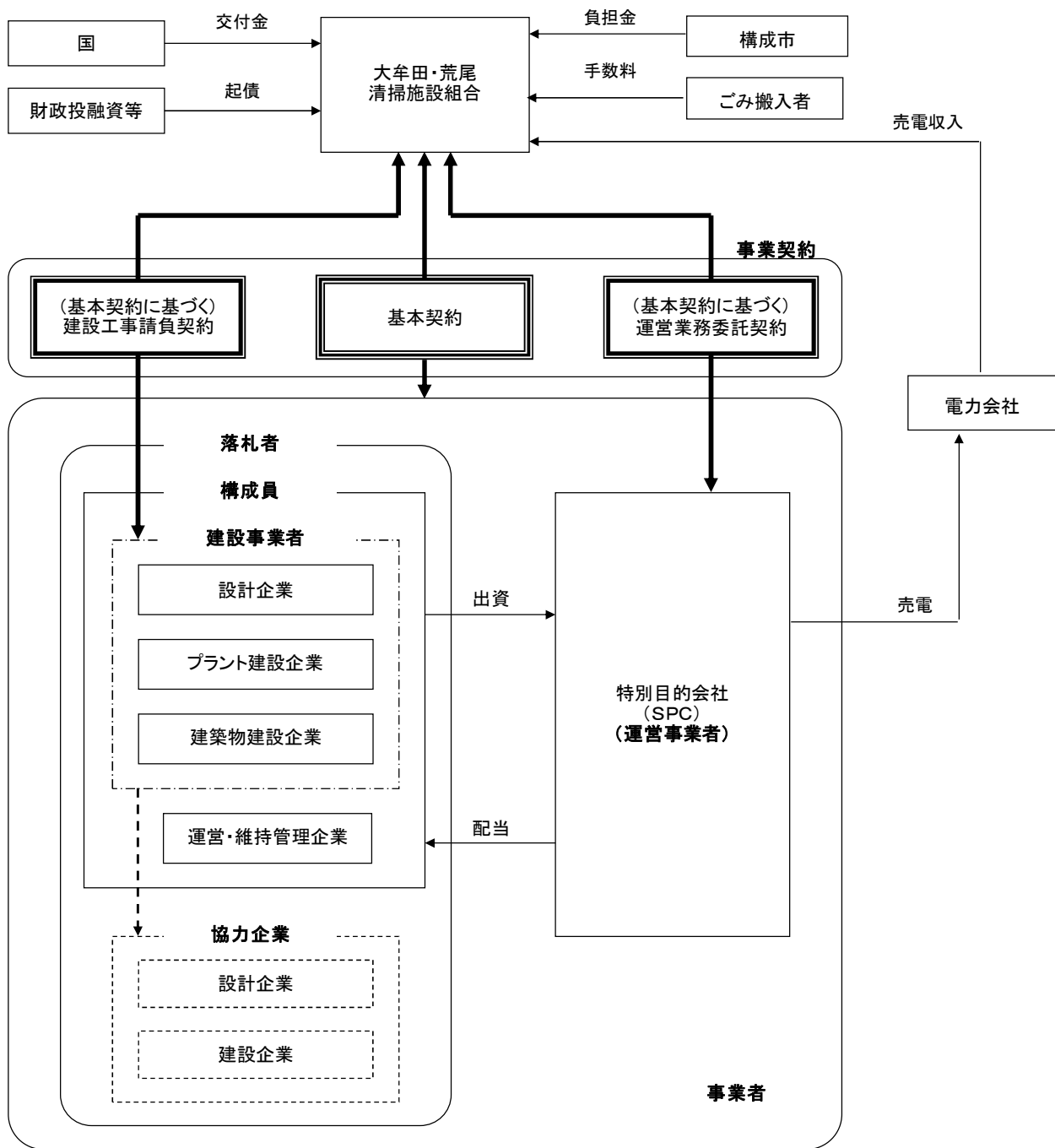
### 1.3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

### 1.4 実施方針に関する問合せ先

問 合 せ 先	:	大牟田・荒尾清掃施設組合事務局
住 所	:	〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
T E L	:	0944-41-2727
F A X	:	0944-41-2727
電 子 メール	:	e-rdfcenter@city.omuta.fukuoka.jp
ホームページ	:	<a href="https://omuta-arao-seisou.jp/">https://omuta-arao-seisou.jp/</a>

紙1 本事業の事業スキーム（例）



別紙2 リスク分担表

リスク項目		分担		リスクの内容・考え方等	
		本組合	事業者		
共通	制度・法令リスク		○		事業者ではコントロール不能なリスク
	税制リスク	事業者の利益に課される税		○	事業者の負担
		上記以外	○		事業者ではコントロール不能なリスク
	物価変動リスク	一定の範囲(1.5%)内		○	一定の範囲は事業者の負担
		一定の範囲(1.5%)外	○		大幅な変動があった場合は本組合の負担。
	金利変動リスク	本組合の資金調達	○		金利の変動に伴う本組合の資金調達に係る費用の増大は本組合が負担。
		事業者の資金調達		○	金利の変動に伴う事業者の資金調達に係る費用の増大は事業者が負担
	政治リスク		○		事業者ではコントロール不能なリスク
	不可抗力リスク	一定の範囲(1%)		○	一定の範囲内は事業者の負担
		一定の範囲(1%)外	○		基本的には本組合の負担
住民反対リスク		○	○	起因するものの負担 ・本組合の負担：下記以外(基本的には本組合が負担) ・事業者の負担：事業者に起因するもの	
第三者賠償		○	○	起因するものの負担 ・本組合の負担：下記以外(基本的には本組合が負担) ・事業者の負担：事業者に起因するもの	
計画・設計段階	各種調査不備リスク	本組合が実施した測量・地質調査等	○		本組合の負担
		必要に応じ事業者が実施した追加調査		○	事業者の負担
	設計・設計変更リスク	提示条件不備 要求変更	○		本組合の負担
建設着工遅延リスク		その他施設設計全般		○	事業者の負担
建設段階	許認可取得リスク		○	○	起因するものの負担 ・本組合の負担：本組合が取得すべきものは本組合が負担。 ・事業者の負担：基本的には事業者の負担。
	完工リスク	提示条件不備、要求変更	○		本組合の負担
	建設費超過リスク	その他施設建設全般		○	事業者の負担



リスク項目		分担		リスクの内容・考え方等		
		本組合	事業者			
制度・法令リスク		○		事業者ではコントロール不能なリスク		
税制リスク	事業者の利益に課される税		○	事業者の負担		
リスク項目		分担		リスクの内容・考え方等		
		本組合	事業者			
運営段階	性能リスク	提示条件不備、要求変更の場合	○		本組合の負担	
		上記以外		○	事業者の負担	
	維持管理費超過リスク	その他施設運営全般		○	事業者の負担	
	施設・設備損傷リスク	事故や火災発生等	収集ごみによる場合	○		本組合の負担
			上記以外		○	事業者の負担
		第三者による施設破損	○		事業者ではコントロール不能なリスク	
	売電収入変動リスク	運転に起因するもの		○	事業者の負担	
		上記以外	○		事業者ではコントロール不能なリスク	
	技術革新		○		本組合の判断で採用	
	ごみ処理量変動リスク		○		本組合の負担	
ごみ質の性状変動リスク	高質・低質の範囲内		○	事業者の負担		
	高質・低質の範囲外	○		事業者ではコントロール不能なリスク		
事業終了段階での施設の性能確保			○	性能確保ができない場合は事業者が修復		

(表中の「○」は、主分担を示す。)